

## ANB Tokyo 利用規約

下記条項は、一般財団法人東京アートアクセラレーション（以下：当財団）が運営するANB Tokyo（住所：東京都港区六本木5-2-4）「3F ANB Gallery、4F ANB Garage」（以下：「ANBスペース」）のレンタル利用に関する利用規約です。予めよくお読み頂き、ご理解ご了承の程お願い申し上げます。ご利用になられる際は、利用規約を遵守して下さい。

利用基本規約	
スペース	3F ANB Gallery、4F ANB Garage
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アート作品全般（絵画・写真・立体・映像）の展示・販売・撮影</li> <li>● ファッション、カルチャーに関連する制作物ならびに物品の展示・販売・撮影</li> </ul>
利用単位	1日～
利用時間	<p>10:00～19:00</p> <p>※搬入、展示作業、搬出作業を含みます。</p> <p>※上記利用時間以外の搬入搬出、イベント利用については事前にご相談ください。事前申請のない利用時間の延長には延長料金を請求致します。</p> <p>延長料金：10,000円／1時間</p>
利用申込	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用予約は、書面または電子メールでの利用申込み書の受理をもって申込みと致します。仮予約は原則受け付けておりませんのでご了承ください。</li> <li>● 利用者が本規約に違反したり、ANB Tokyo他フロア利用者やそのスタッフ及び顧客に迷惑を及ぼす行為が認められた場合には、ANBスペースの利用を中止させていただきます。その場合、原則として受領した利用料金は返金致しません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶ 「契約条項 第1条（契約の成立）」</p>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人、法人いずれもご利用可能です。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、お申し込みいただいた時点でお断りする場合がございますので予めご了承ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公序良俗に反し風紀上の問題が発生する恐れがある、あるいはその確認が困難と当財団が認めた場合</li> <li>○ 政治、宗教活動、反社会的勢力による利用、反社会的な活動目的の利用であると当財団が認めた場合</li> <li>○ 他のテナントや近隣に迷惑や危険が及ぶ恐れがあると当財団が認めた場合</li> </ul> </li> <li>● イベント・展示の入場有料／無料に関わらず顧客対応は利用者側が全て責任を持って行ってください。</li> <li>● 諸官庁への届出が必要な場合は、全て利用者側で責任を持って行ってください。なお届出書のコピー1部をANB Tokyo担当者へご提出願います。 <p style="margin-left: 20px;">麻布警察署：港区六本木6-2-37 TEL. 03-3749-0110</p> <p style="margin-left: 20px;">麻布消防署：港区元麻布3-4-42 TEL. 03-3470-0119</p> </li> <li>● 展示作業等は利用者の管理責任のもと実施してください。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶ 「契約条項 第3条（遵守事項）」</p>

利用料金			
	通常料金	長期利用割引	
	利用料(日)	週割	月割
1フロア利用 (3F, 4F いずれか1フロア)	¥120,000	¥630,000 定価より¥110,000オフ [1日あたり：¥90,000]	¥2,600,000 定価(30日分)より¥900,000オフ [1日あたり：¥86,667]
2フロア利用 (3F, 4F 2フロア)	¥200,000	¥1,000,000 定価より¥400,000オフ [1日あたり：¥142,858]	¥4,000,000 定価(30日分)より¥2,000,000オフ [1日あたり：¥133,333]

### キャンセルポリシー

- お申込後、やむを得ない理由によりご予約をキャンセルされる場合は、すみやかにメール、またはお電話にてご連絡をお願い致します。
- キャンセル料金については以下のとおりです。
  - ～61日前まで：ご利用料金の0%
  - 60～31日前まで：ご利用料金の20%
  - 30～15日前まで：ご利用料金の50%
  - 14～ 0日前まで：ご利用料金の100%

※キャンセル手数料は、キャンセル後 7 日以内に別途ご案内する振込先へお振込みください。その際の振込手数料は、利用者でご負担ください。

### 販売について

- 作品及びグッズ等の物販予定の方は作品販売リストを利用開始日にご提出ください。
- 利用者ご自身で作品を販売される場合、手数料は頂きません。ただし以下の場合、協議の上、コミッション料(販売価格の30%～)を頂く場合がございます。
  - 当財団に金銭の授受を含む販売対応・梱包・お届けを委託される場合

### 諸注意事項

- 設営に際し、備え付け以外の照明機器の使用、プロジェクターの吊り設置等特別な施工が必要な場合、必ず事前にご相談ください。
  - ▶ 「契約条項 第8条(持ち込み機材の使用及び工事の実施)」
- 利用期間中の退出時の電気、空調の切り忘れ、非常口の施錠忘れにご注意ください。
- 軽食や喫茶等の飲食は可能ですが、飲食物によるトラブル(作品汚損等)の無いよう注意喚起の徹底をお願い致します。
- ANBスペースの利用にあたり、駐車設備はございません。恐れ入りますが車両をご利用の際は近隣のコインパーキング等をご利用ください。
- 利用期間中は、ANB Tokyoのスタッフが館内に常駐致しますが、ANB Tokyoに関連する業務以外は承り兼ねますのでご了承ください。

#### 禁止事項

- ANBスペースの使用権の転貸及び譲渡は禁止致します。
- ANB Tokyoの建物内での喫煙は禁止致します。  
※ 喫煙所は3F ベランダのみです。利用者はもちろん、多人数が集まり軽食を提供するようなレセプション及びイベントでは顧客への注意喚起ならびに違反時の対応を徹底いただきますようお願い致します。
- 共用部（ビル入口、階段、化粧室等）及び非常扉前等への物品、什器、看板等の放置は禁止致します。
- ANB Tokyo他フロアのテナント、利用者、顧客、近隣に迷惑を及ぼす恐れのある言動、行為、音楽等のないようご配慮ください。
- 暴力的な表現、卑猥な表現及び行為、差別的または政治的意図のある表現および行為、その他公序良俗に反する展示は企画書段階でお断りする場合があります。
- 著作権、肖像権等他人の権利を害する物の展示や物販のないようご配慮ください。

▶ 「契約条項 第10条（禁止行為）」

#### 協力内容

- ANBスペースにて開催されるイベントを当財団が管理・運営するANB Tokyo ウェブサイト、SNS等にて告知する場合、当財団より文字情報、画像提供を依頼致しますので、ご協力をお願い致します。
- ANB Tokyoのマップやロゴをご提供致します。DM作成等にお役立てください。

▶ 「契約条項 第4条（情報提供）」

#### 利用特典・サービス

- レセプション、利用期間中のイベント等に2F ANB Lounge、5F ANB Kitchenをご利用を希望される場合は適宜ご対応させていただきます。開催回数及び開催日については他イベントとの調整含め別途協議の上、決定とさせていただきます。
- 当財団では、DM作成・インストレーター手配・記録撮影（スチール／ムービー）手配・機材レンタル等、ご要望に合わせて紹介および仲介を承ります。

#### 鍵の管理について

- 貸出日にビルのカードキーをスタッフよりお渡し致します。最終退出時、状態確認後にご返却ください。万が一鍵を紛失した場合、鍵の作成費を請求致します。  
※ 鍵の使用方法及びセキュリティについては、貸出時、別途ご案内致します。

#### ごみの処分について

- 利用終了にあたり、装飾施工及び撤去作業で発生した残材やごみ等は、ごみ袋をご用意の上、すべてお持ち帰りください。
- 残材・ごみ等の処理がなされなかった場合にはその費用を実費にて請求致します。

可燃45ℓ（9kgまで）300円、70ℓ（14kgまで）450円

不燃45ℓ（4kgまで）500円、70ℓ（7kgまで）650円

※港区のごみ処分ルールに則って分別にご協力くださいますようお願い致します。

分別されていないごみ袋は回収対象外となりますのでご注意ください。

※1辺が30cmを超える物は粗大ゴミになります。利用者にてご対応ください。

#### 原状回復について

- 利用終了後は什器等の清掃も含め、使用前の状態まで原状回復してください。最終退出時に、スタッフ立会いの下、状態確認を行います。
- 壁面のビス打ちは可能です。必ずパテ埋めを行い、原状回復に努めてください。原状回復の難しい床面への釘打ちや強力粘着テープを貼る行為等をご遠慮ください。
- 搬入出時に床や壁（建物のエントランスを含む）に傷がつきそうな場合は必ず養生してください。
- 原状復帰できていない場合、また壁が著しく汚れた場合は修繕費を頂きます。修繕により時間延長となる場合も、延長料金を頂戴致します。ご了承ください。
- 利用者側の故意あるいは過失による壁面や床、備品等の破損・紛失・汚損は原状回復に係る実費をご負担願います。

▶ 「契約条項 第7条（費用分担及び設備の利用）」

#### 展示作品・会場の免責及び損害賠償

- 利用期間中の不慮の災害（火災・盗難・汚損等）による、利用者、顧客がお持ち込みになられた物品については、当財団は一切の責任を負いません。必要に応じて、利用者側の保険への加入を推奨しております。
- 天変地異、関係各省庁からの指導、その他、当財団の責に帰さない事由により利用が不可能となった場合、その損害については一切の責任を負いません。

▶ 「契約条項 第19条（免責）」

本規約に規定のない事項については、個別に協議させていただき、合意内容を書面や電子メールで確認させていただいた上で対応させていただきます。

## 契約条項

### 第1条 (契約の成立)

1. 申込者は、本契約の内容全てについて同意した上で、一般財団法人東京アートアクセラレーション（以下、「当財団」という。）に対しANB Tokyoの展示及びイベント（以下、「イベント等」といいます。）用スペースANB Tokyo 3F「ANB Gallery」及び4F「ANB Garage」（以下、「ANBスペース」といいます。）の利用申込みをしたものとみなします。
2. 申込者は、当財団に対し、ANBスペースの利用申込みに当たり、当財団が別途申込書にて指定する情報（以下、「申込情報」という。）を提供するものとします。この場合において、申込者は、申込情報が真実かつ正確な最新の情報であることを保証することとし、その変更があった場合は当財団に対し遅滞なく報告を行うものとします。
3. 本契約条項を内容とする申込者と当財団との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当財団が申込者の利用申込みを審査の上、書面または電子メールにて申込者に承諾を通知することにより初めて成立します。

### 第2条 (ANBスペースの提供)

1. 当財団は、申込者に対して、申込書記載の条件にてANBスペースを提供致します。
2. 申込者が確定した契約の変更を希望する場合、申込者は当財団に対して書面にて変更を申し込むものとし、当財団がこれに対して承諾の通知をした時点で変更が確定するものとします。この場合において、変更前の契約は解約扱いとし、申込者は当該解約日について第20条の規定に基づく義務を負うものとします。
3. 当財団は、申込者に対して、ANBスペースについて、関係官庁の指示、本施設の発展を図るための改装、共用部分の変更、申込者の使用状況、他の申込者との調整等により変更を必要とする事由が生じたときは、必要な限度でANBスペースの変更を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。

### 第3条 (遵守事項)

申込者は、ANBスペースの利用に当たり、次の事項を遵守又は承諾することとします。

1. 申込者は、利用申込書記載の条件のとおり、来場者その他一般顧客（以下、「顧客」といいます。）に対しイベント等を開催することとします。
2. 申込者は、イベント等の開催にあたり、常に関係法令を遵守し、関係官庁からの取り締まり、照会等についての一切の責任を負うものとします。
3. 申込者は、イベント等の開催の前後にかかわらず、自ら開催するイベント等に関する顧客その他第三者からの苦情および問い合わせを、自らの費用と責任において対応するものとし、当財団は一切の責任を負わないものとします。

### 第4条 (情報提供)

1. 申込者は当財団に対し、当財団がANBスペースに関するウェブサイトまたはSNS等（以下「ANBウェブサイト等」）に掲出することを目的として、当財団が別途指定する期限までに、当財団が別途指定する方法により、申込者及び申込者が開催するイベント等に関して当財団が指定した情報（以下、「開催イベント等情報等」といいます。）を提出することとします。
2. 申込者は、前号に基づき提出する開催イベント等情報等が、真実かつ正確な最新の情報であること、当該情報が第三者の権利を侵害するものでないことを保証することとします。
3. 申込者は、当財団に引き渡した開催イベント等情報等に関する著作権（著作権法27条及び28条に基づく権利を含む）、商標権その他の一切の知的財産権について、期間、地域、方法その他の一切の事項について制限なく、当財団が権利行使することを予め許諾し、著作者人格権を行使しないことを承諾することとします。但し、申込者が事前に当該権利の行使について希望がある場合はこの限りではなく、当財団と誠意をもって協議するものとします。
4. 申込者は、当財団が前号の規定に基づき、開催イベント等情報等を翻案、改変、修正した上で、本サイト上に掲載することその他の方法で利用することを承諾することとします。
5. 当財団は、当財団の裁量により、イベント等情報等を本サイト上に掲示しないこと、掲載後に掲載を取りやめることがあり、申込者は予めこのことを承諾することとします。

#### 第5条（宣伝広告）

1. 申込者は、当財団が申込者のイベント等の宣伝広告素材の制作等を行うに当たり、当財団の求めがある場合は必要な協力をするものとします。
2. 申込者は、申込者が実施するイベント等に当財団若しくは当財団の指定したカメラマン（以下、「同席カメラマン」といいます。）が同席し、イベント等の様子等を写真ないし動画で撮影することを予め承諾することとします。
3. 申込者は、当財団が、申込者の氏名、商号又は社名、ロゴ、開催イベント等情報等、前項の写真ないし動画を、ANBスペースのマーケティングや広告のための資料として利用することを予め承諾することとします。

#### 第6条（料金）

1. 申込者は、当財団に対し、第2条のANBスペースの利用対価（以下「ANBスペース利用料」といいます。）として、別紙申込書に記載される金額を支払うものとします。
2. 申込者は、当財団に対して、前項の顧客支払料金の受領権限を付与し、当財団は当該受領権限に基づいて申込者に代わって顧客から顧客支払料金を収受できるものとします。また、この場合において、当財団は、かかる受領権限を、当財団が指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第7条（費用分担及び設備の利用）

1. 申込者が顧客に提供するイベント等により生じた費用は全て申込者の負担とします。
2. 申込者は、ANBスペースに設置された設備及び什器等について、次に定める事項を遵守し利用することができます。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
  - (2) 申込み時に申込者が提示したイベント等の利用以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 申込者が開催するイベント等の終了時に、原状に復すこと。
3. 申込者又は顧客が、前項の当財団に帰属する設備及び什器等を紛失、破損若しくは毀損等するなどで当財団に損害を発生させた場合は、申込者は当該損害を賠償する責任を負います。

#### 第8条（持ち込み機材の使用及び工事の実施）

1. 申込者がANBスペースの利用に際し、持ち込み機材の使用及び工事を実施する場合は、事前に当財団の承諾を得るものとし、当財団の工事規程その他ガイドライン、マニュアル等に従うものとします。
2. 前項の工事費用は、申込者が負担するものとします。

#### 第9条（原状回復措置）

1. 申込者は、ANBスペースの利用終了日に、新設・付加した諸造作・諸設備等及び申込者所有の備品等を撤去し、ANBスペースを原状に回復させなければならないものとします。また申込者は、ANBスペースの諸造作・設備等に対する申込者の使用方法に伴う変更・破損・故障・損耗を修復し原状に回復して当財団に明け渡すものとします。その詳細については、当財団の工事規程その他ガイドライン、マニュアル等に従うものとします。
2. 前項の原状回復工事の費用は、申込者が負担するものとします。
3. 申込者が利用終了日までに原状回復の措置をとらない場合、当財団は申込者が設置した造作その他本件貸室内外の残置物を撤去させることができるものとします。また、この場合、当財団は、申込者が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、任意に撤去処分することができるものとし、併せて原状回復等に必要な措置をとることができるものとします。尚、申込者は当財団の請求に従い、残置物の処分費用も含めこれらの措置に要した費用を直ちに支払うものとします。

#### 第10条（禁止行為）

申込者は、ANBスペースの利用にあたり、次の各号いずれかの行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。また、第三者にさせてはならないものとします。

- (1) ANBスペースを利用する権利を第三者に譲渡、貸与その他の処分をする行為
- (2) 本契約で定められた時間外又は本契約が終了した後、ANBスペースを利用する行為又はANBスペースに自己又は顧客が所有する荷物その他の物品を留め置く行為
- (3) 所定のイベント等開催日に正当な理由なくイベント等開催を怠った場合

- (4) 当財団に帰属する、設備、什器等の紛失、破損若しくは毀損、盗難等、当財団に迷惑をかける一切の行為
- (5) ANBスペースの現況を変更する行為
- (6) 当財団の許可なく顧客と金銭を授受する行為
- (7) 申込み時に申込者が提示したイベント等以外の目的でANBスペースを利用する行為
- (8) 危険物、騒音や振動を生じるもの、動物やペット等を持ち込む行為
- (9) 収容人数を超える人員をANBスペースに入室させる行為
- (10) 当財団又は第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (11) 当財団の設備へ不正アクセスを行う行為その他ANBスペース運営への妨害行為
- (12) 当財団に対する支払いを故意に免れる行為
- (13) 第三者の権利を侵害し、第三者に迷惑や不利益等を与える行為
- (14) 法律もしくは公序良俗に抵触する行為
- (15) その他当財団が不適切と判断する行為

#### 第11条（遅延損害金）

申込者は、本利用料金等の支払を遅延した場合、支払期限の翌日から完済に至るまで、年14.5%の遅延損害金を当財団に支払うものとします。

#### 第12条（損害賠償責任）

1. 申込者が本利用規約に違反したこと、又はその責めに帰すべき理由により当財団に損害を与えた場合は、申込者はその損害全て（弁護士費用を含む）を賠償するものとします。
2. 申込者は、顧客の行為に関して一切の責任を負い、顧客がイベント等に関して当財団に損害を与えた場合には、当財団は、当該顧客の行為を申込者自身の行為とみなして、申込者に対して責任を追及できるものとします。

#### 第13条（責任の制限）

申込者は、当財団の責に帰すべき事由により損害を被った場合、法律上の請求原因の如何を問わず、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、損害発生時から遡って6ヶ月以内に第6条に基づき当財団に対し支払った金員の合計額を上限として、当財団に損害賠償請求ができるものとします。

#### 第14条（個人情報の取り扱い）

当財団は、申込者の提供にかかる個人情報を当財団の「プライバシーポリシー」に従って適切に管理致します。

#### 第15条（秘密保持）

1. 当財団及び申込者は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち開示する際に特に秘密である旨指定された情報（以下、「秘密情報」という）を秘密に保持し、事前の書面による他の当事者の承諾がない限り、ANBスペースの運営業務又は利用以外の目的で使用せず、第三者（ただし、秘密情報を知る合理的必要のある自己の役員又は従業員、及び法律上守秘義務を負う専門家を除きます。）に対して開示又は漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。
  - (1) 開示の時に、既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報。
  - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
  - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
  - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
  - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
  - (6) 法令に基づき開示が義務づけられた情報。但し、この場合事前に開示者に通知し、必要最小限の開示にとどめるものとします。
3. 本契約が終了若しくは解除された場合又は開示者が秘密情報が保存された物の返還又は破棄等を請求した場合、直ちに開示者の指示に従い返還又は破棄等の処置をするものとします。

#### 第16条（ANB予約ウェブサイト等の知的財産権等）

ANB予約ウェブサイト等を構成するすべてのプログラム、サービス及びドキュメント、並びにこれらに関連する付随書面に関する所有権、著作権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権は当財団及びその供給者に帰属します。

#### 第17条（ANB予約ウェブサイト等の廃止等）

1. 当財団は、いつでもANB予約ウェブサイト等の全部又は一部を廃止、停止、変更、修正、追加、削除（以下「廃止等」といいます。）することができるものとします。
2. 前項の定めに基づく廃止等により申込者にいかなる損害が生じた場合であっても、当財団はその賠償をする責任を負いません。

#### 第18条（保証の制限）

当財団は、以下の事項の保証をしないものとします。

- (1) 申込者の特定の目的に合致すること。
- (2) ANB予約ウェブサイト等が停止することなく、問題なく運営されること。

#### 第19条（免責）

1. 申込者がANBスペースを利用するにあたって発生した顧客を含む第三者との紛争に関しては、申込者が自らその責任において解決するものとし、当財団は一切責任を負いません。
2. 当財団は、天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、法令若しくは規則の制定若しくは改廃、公権力による命令若しくは処分、その他不可抗力によってANBスペースの提供が不可能となった場合、当該提供不能に関して責任を負わないものとします。

#### 第20条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、ANBスペース利用申込み時において、自らの代表者、役員、従業員、実質的に経営を支配している者が、暴力団構成員・準構成員、共生者、総会屋等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力等との交際がないことを表明し、将来においても同様であることを誓約することとします。
2. 当財団は、相手方が上記誓約に反した場合、事前に通知又は催告することなく、かつ、自己の未履行債務の履行の提供をすることなく、本契約を解除できることとします。
3. 当財団は、上記解除をした場合、これにより申込者に生じた損害を賠償する責任を負わないこととします。

#### 第21条（任意解約）

当財団は、いつでも任意に本契約及び個別契約を解約することができるものとし、かかる解約に関して申込者に生じた損害について責任を負わないものとします。

#### 第22条（解除）

1. 当財団又は申込者は、相手方が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、かつ、自己の未履行債務の履行の提供をすることなく、直ちに本契約及び個別契約の解除をすることができることとします。
  - (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (2) 自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手が1通でも、不渡りの処分を受けた場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (4) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
  - (6) 財産状態が悪化し又は悪化する恐れがあると認められる相当の事由があるとき
  - (7) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
  - (8) 本利用規約に定める条項に1つでも違反したとき
  - (9) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
  - (10) 災害、労働紛議等の本契約の履行を困難にする事項が発生したとき
  - (11) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

2. 前項に基づく本契約の解除は、解除をした当事者から相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げず、解除をした当事者は、当該解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないこととします。
3. 当財団又は申込者が第 1 項各号のいずれかに該当した場合、相手方に対し負っている一切の債務についてその期限の利益を喪失し、直ちに一括して履行をしなければならないこととします。

#### 第23条（契約期間）

本契約の期間は、利用申込書記載のとおりとします。

#### 第24条（通知）

申込者と当財団が別途合意しない限り、当財団から申込者に対する本規約に基づく通知、書面の送付及び情報の提供は、別紙申込書記載の住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスのいずれかに宛てて行うこととします。ただし、申込者の責に帰すべき事由により当該書面が到達しなかった場合は、その発送日より1週間を経過した日に当該通知が到達したものとみなします。

#### 第25条（規約内容の変更）

1. 当財団は、申込者に事前に通知の上、本利用規約を変更することができるものとします。
2. 前項の規定に基づき本利用規約の変更がされた場合は、当財団と申込者間の本契約の内容は変更後の利用規約の内容に従い変更されることとします。
3. 前項の定めに基づく契約変更により申込者に損害が発生した場合であっても、当財団は一切の責任を負わないものとします。

#### 第26条（準拠法等）

1. 本規約は、日本国の法律に準拠するものとします。
2. 本契約に関連して生じた当財団と申込者との紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上